

# 日本のバンキングAPIに いま必要なこと

日本における銀行分野のオープンAPI（バンキングAPI）は、これまで政府主導により積極的に推進されてきた。金融庁は銀行法等を改正し、銀行に対してバンキングAPIを推進するよう様々な義務を課してきた。一方、金融業界も、業界標準を次々と策定してきた。これによりバンキングAPIは急速に拡大すると思われたが、現状はいまひとつである。日本のバンキングAPIの進展に、いったい何が必要なのか。

## 政府主導による バンキングAPIの推進

オープン・イノベーションの核とされる「オープンAPI（Application Programming Interface）」日本においては、これまで政府による強力な主導のもと推進されてきた。中でも銀行分野におけるオープンAPI（バンキングAPI）は、その最たるものと言えよう。

「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」（2016年6月2日）において初めてFinTechに関する内容が取り上げられたが、オープンAPIについては「情報セキュリティに留意しつつ銀行システムと連携した多様な金融サービスの創出を可能とする銀行システムのAPI（接続口）の公開について官民連携して検討していく」と明記された。そして翌年の「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」（2017年6月9日）では、「今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す」と、数値目標までが明記されるに至った。

金融審議会の2つのワーキング・グループの審議<sup>1)</sup>を踏まえ、金融庁は銀行法等を改正（2017年5月26日成立、2018年6月2日公布）し、図表1に示す規制を

図表1 電代業に関する法制度の整備

電代業者に登録制を導入し、以下を整備	
電代業者の体制整備・安全管理措置	・利用者保護のための体制整備 ・情報の安全管理義務等
電代業者と銀行との契約締結	・賠償責任の分担や利用者情報の安全管理を含む契約締結
銀行におけるオープン・イノベーションの推進	・電代業者との連携方針の公表 ・電代業者との接続基準の公表 ・オープンAPI導入の努力義務

(出所) 金融庁「銀行法等の一部を改正する法律案に関する説明資料」(2017年3月)を基に野村総合研究所作成

導入した。特筆すべきは、銀行に対して電子決済等代行業者（以下「電代業者」という）との連携方針や接続基準の公表を「義務化」したことである。これは、半ば銀行の意向に係らず、政府としてバンキングAPIを積極的に推進するという強い意志を表したといえる。

## 金融業界による業界標準の策定

これまで述べたハードローに対し、ソフトローと位置づけられる業界標準の策定については、全国銀行協会（以下「全銀協」という）と金融情報システムセンター（以下「FISC」という）が精力的に取り組んできた。

全銀協が2016年10月に設置した「オープンAPIのあり方に関する検討会」は、銀行及び電代業者に期待されるセキュリティ原則や利用者保護原則、電文仕様標準等を取りまとめた。また、銀行法等の改正で義務化された、銀行と電代業者間における契約締結の効率化のため、契約の条文例を公表した。

FISCにおいても2016年10月から開催した「金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会」において、銀行が執るべき考え方（原則・ルール）やFinTech企業が適切な安全対策を行う必要があること等を報告書に明記した。また、2017年2月からは、銀行と電代業者における安全対策に関する具体的な確認項目を検討し、両者のコミュニケーション・ツールとして活用されることを想定したチェックリストを策定した<sup>2)</sup>。

## バンキングAPIの拡大に向けて

現状、「オープンAPIに対応する」と表明している銀

## NOTE

- 1) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」(2015年12月22日)。金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告～オープン・イノベーションに向けた制度整備について～」(2016年12月27日)。
- 2) FISC「金融機関とAPI接続先のためのAPI接続チェックリスト」(2018年10月12日)。
- 3) 金融庁「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に基づく各金融機関の状況について」(2018年12月28日)。

行は図表2の通りであり、先述の数値目標80行を大幅に上回る128行となっている。

しかしながら、API接続を実際に行っている銀行は都市銀行やネット銀行の他、地方銀行では千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、群馬銀行、第二地銀では北洋銀行、京葉銀行、みなと銀行、栃木銀行等、まだ一部に留まっているようである。それほど広がりを見せていないのは、どうしてなのだろうか。

その理由について、ここでは2点ほど指摘しておく。第一に、銀行における取り組み姿勢の問題である。某銀行の経営企画担当者は、「バンキングAPIは、銀行が保有する顧客情報を電代業者に奪われるだけです」と話されていた。このように考える銀行は少なくないようだ。銀行はこれまで独占してきた顧客情報を外部に出すことに漠然とした不安を抱えているように思われる。

しかし、世界的規模で進展しているFinTechの動きは、単なる金融のサービスのIT化に留まらず、金融サービスを提供する構造、あるいはエコシステムを変える可能性があると言われている。このため、欧米の銀行ではこうしたFinTechがもたらす環境変化に迅速に対応し、戦略的に活用して新たな収益確保に取り組んで

いる。日本の銀行においてもIT技術の取り込みに留まらず、新たな金融サービスを創出する際の魔法の杖としてバンキングAPIをコアとしたビジネスモデルの構築を急ぐべきだと考える。

第二は、銀行及び電代業者における信頼関係の問題である。改正銀行法により、電代業者に安全管理に関する体制整備義務が課された。しかし、銀行からは、電代業者の多くがスタートアップ企業であることから、顧客情報やシステムに関する管理態勢の実行性を危惧する声が聞かれる。一方、電代業者は、銀行がリスクを取らず過度に保守的となつては、オープン・イノベーションの推進ができないと主張する。実際、先述の条用例やチェックリストにおいては、個別事情を理由に銀行独自の条項や確認項目が加筆修正されることが多く、API接続までには相当時間を要しているようである。そのため、電代業者は要員の制約などもあるため、接続予定銀行を絞ろうとしているケースもある。

政府が「世界最先端の環境・インフラを整備するよう取り組む」とまで明記したバンキングAPI。急速に拡大すると期待されているものの、残念ながら、信頼関係の構築というペースが十分検討されたとはいえない状況にある。バンキングAPIを拡大していくために、銀行と電代業者が真に協調して取り組める環境を整備することが、関係者に求められている。

図表2 銀行のオープンAPI対応方針

業態	対象行数	対応する	対応しない
都市銀行	4	4	0
地方銀行	64	64	0
第二地銀	40	40	0
信託銀行	14	6	8
外国銀行	56	0	56
その他 <sup>(注)</sup>	16	14	2
合計	194	128	66

(注)「その他」に該当する主な銀行は、あおぞら銀行、ジャパンネット銀行、新生銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、埼玉りそな銀行等  
(出所) 金融庁ホームページ<sup>3)</sup>を基に野村総合研究所作成

## Writer's Profile



大澤 英季 Hideki Osawa

金融デジタルガバナンス部  
上席コンサルタント  
専門は金融システム、金融機関のリスク管理  
focus@nri.co.jp